

◎岡山県告示第六百四十二号

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例に基づき知事が定める区域を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例に基づき知事が定める区域都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例（平成十三年岡山県条例第五十七号）第二条第一項の知事が定める区域は、次のとおりとする。

- 一 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第二号、第五条第一項第二号又は第八条第二号の浸水した場合に想定される水深が三メートル以上である区域を含む市町村のうち、次の表に掲げる区域

市町村	区 域
総社市	北溝手並びに赤浜、井尻野、井手、岡谷、刑部、金井戸、上林、上原、清音柿木、清音軽部、清音黒田、清音古地、清音三因、久代、窪木、久米、黒尾、小寺、穴栗、下林、下原、宿、総社、富原、長良、西阿曾、西郡、秦、東阿曾、福井、福谷、真壁、三須、南溝手、見延、三輪、門田及び八代の一部（別図のとおり）
赤磐市	五日市、岩田、尾谷、鴨前、上市、熊崎、河本、斎富、下市、正崎、立川、長尾、沼田、穂崎及び南方の一部（別図のとおり）

備考 別図は省略し、岡山県土木部都市局建築指導課及び関係する市役所に備え置いて縦覧に供する。

- 二 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域
- 三 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域として、当該区域の存する市町村の長から申出があった区域

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和六年三月三十一日までにされた都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項又は法第四十三条第一項の規定による許可の申請及び当該申請（同項の規定による許可の申請を除く。）に対する許可に係る法第三十五条の二第一項の規定による変更の許可の申請に対する第一号の規定の適用については、同号中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第二号	第二条第四号
北溝手並びに赤浜、井尻野、井手、岡	赤浜、上原、清音柿木、清音軽部、清

<p>谷、刑部、金井戸、上林、上原、清音、柿木、清音軽部、清音黒田、清音古地、清音三因、久代、窪木、久米、黒尾、小寺、宍粟、下林、下原、宿、総社、富原、長良、西阿曾、西郡、秦、東阿曾、福井、福谷、真壁、三須、南溝手、見延、三輪、門田及び八代</p>	<p>音黒田、清音古地、清音三因、宍粟、下原、富原、長良、秦、福谷及び三輪</p>
<p>五日市、岩田、尾谷、鴨前、上市、熊崎、河本、斎富、下市、正崎、立川、長尾、沼田、穂崎及び南方</p>	<p>立川</p>